

○多古町住宅リフォーム補助金交付要綱

(平成 25 年 3 月 25 日告示第 31 号)

改正 平成 28 年 1 月 4 日告示第 1 号 平成 31 年 4 月 1 日告示第 41 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 28 号 令和 6 年 3 月 19 日告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内施工業者により自己の居住する住宅の改修工事を行った者に対して、予算の範囲内において、多古町補助金等交付規則（昭和 39 年多古町規則第 1 号）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付し、町民の居住環境の向上及び定住促進に資するとともに、住宅投資の波及効果による町内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 主として居住の用に供される建築物（賃貸を目的とするものを除く。）であって、町の固定資産課税台帳に登録されているものをいう。
- (2) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
- (3) 町内施工業者 町内に事業所を有する個人事業者又は法人であって、リフォーム工事の内容を業として営むものをいう。
- (4) 定住 補助金を交付した日から起算して、10 年を超える期間継続して町内に居住し、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記録された住所と一致し生活の実態があることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内施工業者によりリフォーム工事を行う住宅の所有者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォーム工事を行う住宅に定住していること。
- (2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 補助金交付決定日の属する年度の末日までにリフォーム工事が完了する見込みであること。
- (4) 対象となるリフォーム工事について、町で実施している他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、工事金額（消費税及び地方消費税は除く。）が 20 万円以上のリフォーム工事に要した経費とする。

2 前項の場合において、併用住宅（自己の居住の用に供する部分のほか、店舗、事務所等が併設されている住宅をいう。）にあっては、店舗、事務所等の用に供する部分は補助対象から除外する。ただし、店舗、事務所等との共用部分がある場合は、自己の居住の用に供する部分とその他の部分とを床面積の割合に応じて按分し、補助対象経費を算出するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、20万円を限度とする。

2 補助金は、1住宅につき1回に限り交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多古町住宅リフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、工事契約前に町長に申請しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 世帯全員の町税等の納付状況を証明する書類
- (3) リフォーム工事を行う住宅の所有者を特定できる書類
- (4) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事に係る見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (7) 誓約書（別記第2号様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、多古町住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係るリフォーム工事（以下「交付決定工事」という。）について、申請内容に変更が生じるとき又は交付決定工事を中止しようとするときは、速やかに多古町住宅リフォーム補助金変更（中止）申請書（別記第4号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更又は中止に係る書類を添付して町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、多古町住宅リフォーム補助金変更（中止）決定（却下）通知書（別記第5号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（下請けの承認）

第9条 交付決定者又は施工業者は、やむを得ない事由により交付決定工事の一部を他の業者に下請けさせる場合において、1 下請け人に支払う費用の額が交付決定工事に要する費用の総額の2分の1を超えるときは、町長の承認を得なければならない。この場合において、当該下請け人は、原則として町内施工業者でなければならない。

（状況報告等）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は交付決定工事に係る町内施工業者に対し、工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、交付決定工事が完了したときは、多古町住宅リフォーム補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る契約書の写し
- (2) リフォーム工事に係る領収書の写し
- (3) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、交付決定工事の完了日から30日以内又は当該交付決定工事が完了した年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条第1項の規定により報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、多古町住宅リフォーム補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、多古町住宅リフォーム補助金交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 第 3 条第 1 号に該当しなくなったとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
- (5) その他町長が補助することが不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(住民票等の提出)

第 17 条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年から起算して 10 ヶ年の間、各年度の 3 月 10 日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 交付決定者に係る交付対象住宅に関する固定資産評価証明書
- (その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効前に第 6 条の規定により補助金の交付の申請をした者に係るこの告示の関係規定については、この告示の失効後も、なお、その効力を有する。

附 則(平成 28 年 1 月 4 日告示第 1 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日告示第 41 号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第28号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月19日告示第12号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

多古町住宅リフォーム補助金交付申請書

[別紙参照]

別記第2号様式(第6条関係)

誓約書

[別紙参照]

別記第3号様式(第7条関係)

多古町住宅リフォーム補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]

別記第4号様式(第8条関係)

多古町住宅リフォーム補助金変更(中止)申請書

[別紙参照]

別記第5号様式(第8条関係)

多古町住宅リフォーム補助金変更(中止)決定(却下)通知書

[別紙参照]

別記第6号様式(第11条関係)

多古町住宅リフォーム補助金実績報告書

[別紙参照]

別記第7号様式(第12条関係)

多古町住宅リフォーム補助金交付確定通知書

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 13 条関係)

多古町住宅リフォーム補助金交付請求書

[別紙参照]